様式４(その１)(申請グループのみ)

共同体結成届出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）津島市長

代表法人　法人名

所在地

代表者氏名

津島市天王川公園の公募設置等計画が適当である旨の認定及び指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成したので届け出ます。なお、次に掲げる事項に関する権限を代表法人に委任します。

公募設置等計画が適当である旨の認定及び指定管理者に指定された場合は、Park-PFI業務及び指定管理者業務の遂行並びにこれに伴う共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うとともに、共同体の構成法人の脱退については、市の承認がなければ、これを行うことができないものとします。

様式４(その２)

１　Park-PFI業務

|  |  |
| --- | --- |
| 共同体の名称 |  |
| 共同体事務所の  所在地 | 〒 |
| 共同体の代表法人  （代理人） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 委任事項 | 1. 公募設置等計画認定申請に関する一切の権限 2. 基本協定締結に関する一切の権限 3. 公園施設設置管理許可及び都市公園占用許可に関する一切の権限 4. 特定公園施設譲渡契約に関する一切の権限 5. 使用料及び収益還元(納付金)の支払及び特定公園施設整備費(市負担分)の請求受領に関する一切の権限 6. 申請辞退、構成法人の変更に関する一切の権限 7. その他これらに付随する一切の権限 |

備考　１　Park-PFI業務は、①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務、②特定公園施設の設計業務、③特定公園施設の建設業務、④特定公園施設の譲渡業務、⑤特定公園施設の管理運営業務、⑥利便増進施設の設置及び管理運営業務(提案する場合のみ)のこと。

　　　２　６者以上で構成する場合は、欄を増やして作成すること。

　　　３　共同体の規約等及び構成法人の責任分担が分かるものを添付すること。

様式４(その３)

２　指定管理業務

|  |
| --- |
| 構成法人はPark-PFI業務と  同じ  異なる |

備考　１　指定管理業務は、公園全体の管理運営業務(特定公園施設含む。公募対象公園施設及び利便増進施設を除く。)のこと。

　　　２　Park-PFI業務の代表法人が指定管理業務を単独で実施する場合は、様式４(その３)は不要。

３　該当する方に✓を入れてください。｢異なる｣を選択した場合は、下表も記入すること。

　　　４　共同体の規約等及び構成法人の責任分担が分かるものを添付すること(Park-PFI業務と指定管理業務を一体的に作成した場合は、再添付不要)。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同体の名称 |  |
| 共同体事務所の  所在地 |  |
| 共同体の代表法人  （代理人） | Park-PFI業務と同じ |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 共同体の構成法人  （委任者） | 所在地  法人名  代表者名 |
| 委任事項 | 1. 指定管理者指定申請に関する一切の権限 2. 包括協定、年度協定締結に関する一切の権限 3. 収益還元(納付金)の支払及び指定管理委託料の請求受領に関する一切の権限 4. 申請辞退、構成法人の変更に関する一切の権限 5. その他これらに付随する一切の権限 |

備考　５　代表法人は、Park-PFI業務と同じであることを必須とする。

　　　６　公募対象公園施設の管理運営業務を実施する法人は、代表法人又は構成法人になることを必須とする。公募対象公園施設及び特定公園施設の設計監理業務及び建設業務を実施する法人は必須としない(任意とする)。

７　４者以上で構成する場合は、欄を増やして作成すること。